

## 長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業補助金 交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(応募書類の提出等)

第2 事業の応募に当たっては、別に定める応募書類を県へ提出するものとする。

2 応募できる事業の数は1団体（又は個人）につき1つを限度とする。

(選定)

第3 第2の書類の提出があった場合において、別表の選定基準に照らし、審査の上決定する。

(補助対象事業)

第4 交付要綱第5に規定する補助対象事業とは以下のとおりとする。また、(1)及び(2)の実施は必須とする。

(1)「やさしい日本語」講座

日本語教育の専門知識を有する講師による主に日本人従業員を対象とした企業等内における「やさしい日本語」の普及を目的とした講座

(2)多文化共生推進講座

多文化共生に関する知識や実務経験を有する講師による企業等内の多文化共生の推進についての講座

(3)各種講座

企業等が自社の社員を対象として行う、企業内の多文化共生推進に資する取組

(補助対象経費)

第5 交付要綱第4別表に規定する補助対象経費とは以下のとおりとする。

(1)謝金・旅費交通費

補助対象事業における「講師等」とは、以下のとおりとする。

ア 第4(1)から(3)の講座を実際に行う者で、日本語教師、パネリスト、コーディネーター、ファシリテーター及び知事が適当と認めた者をいう。

イ 講座の事前打合せ等に要するものについては、対象としない。

(2)印刷製本費

配付資料、プログラム、ポスター、周知チラシの印刷にかかるもの及びその他知事が適当と認めたもの。

(3)消耗品費

第4(1)から(3)の実施にあたって必要な配付資料にかかるもの及びその他の知事が必要と認めたもの。ただし、食糧費・飲食費は補助対象外とする。

(4) 役務費

当日配付資料にかかるコピー代、郵送代及びその他知事が適当と認めたもの。

(5) 使用料及び賃借料

講座等の開催に要するもの。ただし、事業実施当日に要するものに限る。

(事前着手)

第6 補助対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、その他知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者が、前項ただし書きに該当する場合には、別紙様式により長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業事前着手届を知事に提出するものとする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業の募集に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和7年8月15日から施行する。

別表 (第3関係)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 多文化共生への理解及び推進に対応した実施可能な事業計画となっていること。</li><li>2 事業の有効性、独自性、継続性、発展性が認められること。</li><li>3 その他知事が認める基準を満たしていること。</li></ol> |
|--|